

令和8年度第1回
香美市振興計画等審議会

令和8年5月22日

次第

- 1 議題1 総論（案）について
- 2 議題2 基本構想（案）について

【配布資料】

- ・ 審議会資料
- ・ 資料1 総論－序論－（案）
- ・ 資料2 基本構想（案）

1 議題1 総論（案）について

総論の構成を下表のとおり変更しました。

表1-1 総論の構成

第2次香美市振興計画	第3次香美市振興計画
第1章 序論	第1章 序論
第2章 香美市の姿	
第3章 香美市の現状	
第4章 社会動向	(削除)
(新設)	第2章 人口ビジョン
(新設)	第3章 住民アンケート

序論部については、資料1 総論（案）のとおりです。

人口ビジョンについては、前回お示しした内容を基に詳細について調整中です。住民アンケートについては、前回お示ししたとおりです。

2 議題2 基本構想（案）について

(1) 基本理念、将来都市像の変更について

本格的な人口減少や予想を超えた少子化の進行、急速なデジタル技術の進展、南海トラフ大地震への備えなど、この20年間で本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。こうした情勢の変化に伴い、地域が直面する課題も多様化・複雑化しており、従来の延長線上にある施策や枠組みだけでは、課題解決を図ることが困難となっています。

これまでの成長を前提とした事業の羅列から、限られた経営資源を有効に活用し、持続可能なまちづくりを戦略的に先導する指針へと、市町村総合計画（本市では振興計画）の役割も変化が生じています。

こうした変化のなかで、一般の市民、各分野において本市で活躍されている方で構成されるまちづくり委員会において、課題の共有やこれからのまちづくりについて協議を重ね、時代の変化に即した次代のまちづくりの指針として、新たな「基本理念」及び「将来都市像」を提案いただきました。

市としましては、この提案を尊重し、提案いただいた「基本理念」及び「将来都市像」を基本として、第3次香美市振興計画を策定していきたいと考えています。

また、現在の基本理念が掲げられた「香美市まちづくり計画」と、今回策定する第3次香美市振興計画では、計画を策定する前提となる課題設定が異なっていることも変更理由となっています。

なお、行政計画における基本理念を計画の見直し時に見直すことは、一般的に実施されています。

表2-1 県内市の基本理念と将来都市像の変更状況

		将来都市像	
		変更	継続
基本理念	変更	4	0
	継続	2	0
	なし	3	1

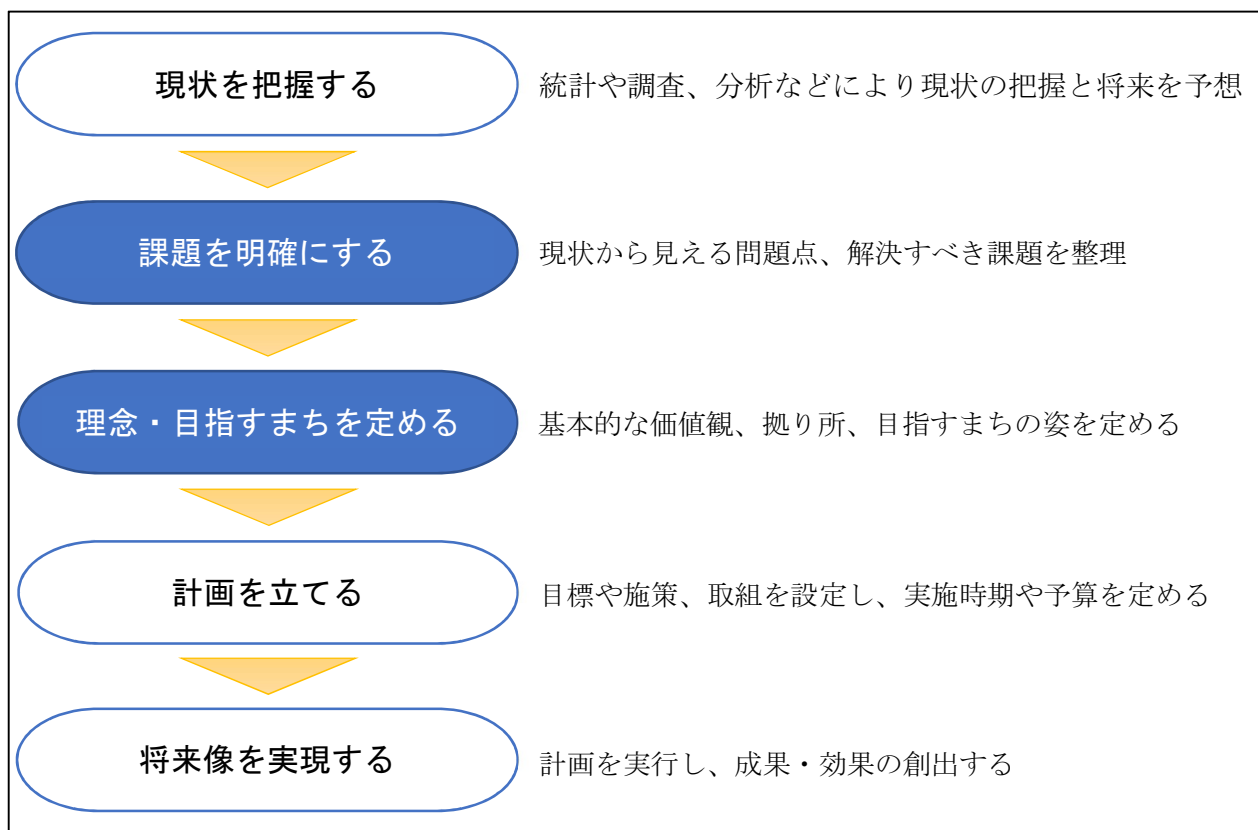
基本理念のないの4市は、条例等を基本理念としているものの2市、基本理念を設けていないもの2市

(2) 前回案からの変更内容

(ア) 本市の課題の項目の追加

基本理念と将来都市像を定めた理由を伝わりやすくするために、この計画に従い実施される施策を進めていくことで、どういった課題を解決していくかについて明確にし、共有する必要があると考え、新たに「本市の課題」という項目を設けました。

また、「まちづくり委員会の意見が市民の意見と一致しているということが、資料からは読み取れなかった。」というご意見もいただきましたので、まちづくり委員会の中の課題認識と、市民アンケートの結果が重なる部分について、冒頭記載しました。



(イ) 基本理念のキャッチフレーズの削除

「快適性と利便性から、暮らしやすさがイメージできない。」「快適性、利便性を導き出すにあたり、地価から導き出されたという議論は破綻している。」といったご意見をいただきました。

また、議論の全体的な内容として、「快適性」と「利便性」、特に「利便性」という言葉に納得感が得られづらいという結果でした。

県内他市の事例を見ましても、基本理念単体をワンフレーズで表現している計画は、2市と少なく、計画のキャッチフレーズとしては、将来都市像を掲げるケースが一般的でした。第2次香美市振興計画の冊子においても、そのように取り扱っています。

そこで、キャッチフレーズを削除し、基本理念の中身のみを記載することとしました。

(ウ) 分野別の目標値

「KGIは10年ではなく、もう少し短期間で見直していくべきもので、KPIとセットで提示していくべきものである。」というご意見をいただいたことから、KGIという表現は削除し、各分野における目標値としてウェルビーイング指標を設定しました。

(エ) 効率的で効果的な行政運営

「強みを伸ばすのか、弱い部分をなくしていくのか、どの分野に注力するのかを明確にすべき。」「行政サービスも市街地と山間地域では全く両極端で異なっていくべき。」といったご意見をいただきましたが、市町村の総合計画が一定の包括性を求められていること及び中山間地域対策は、現行体制での重要施策の一つとして認識されています。そのため、これらのご意見をそのまま取り入れることは難しいと考えております。

しかし、これまでのような総花的な施策の展開や慣例的な事業の継続は改めていくということを基本構想に盛り込みました。

(3) 土地利用構想の削除

具体的な土地利用計画については、振興計画に即した形で、「香美市都市計画マスタープラン」に基づき進めていくことが望ましいため、土地利用構想は削除しました。

なお、「香美市都市計画マスタープラン」は、令和2年10月に策定された計画であり、第2次香美市振興計画が策定された当時は未策定でした。

(4) 前回指摘事項における積み残し課題

前回の審議会においていただいた意見のうち、未だ十分にお答えできていないものとしては、以下のものがあると認識しています。これらの意見につきましては、基本計画の中で、その方向性を示していきたいと考えています。

- ① 高齢者の能力を活用していくべき。
- ② 空き家の活用をより一層進めていくべき。
- ③ 災害時の自助、共助についてどう考えているのか示すべき。
- ④ 高知工科大学として、学生のスタートアップに力を入れていくので、市も協力いただきたい。

資料

委員名簿

項番	所属	役職等	氏名
1	高知工科大学	副学長	岩田 誠
2	高知工科大学	教授	高木 方隆
3	高知工科大学	教授	上村 浩
4	香美市農業委員会	会長	岡田 修一
5	NPO 法人 いなかみ	代表理事	近藤 純次
6	香美市防災士連絡会	会長	武内 土佐雄
7	高知県中央東福祉保健所	所長	遠近 正彦
8	香美市社会福祉協議会	会長	弘末 俊郎
9	香美市商工会	会長	三谷 勝義
10	物部森林組合	組合長	小松 律男
11	高知県産業振興推進部	地域産業振興監 (物部川地域担当)	山崎 義道
12	香美市教育委員会	委員	浜田 正彦

○香美市振興計画等審議会条例

平成18年3月1日
条例第29号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき香美市振興計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 香美市振興計画(以下「振興計画」という。)及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に関する事。
- (2) 振興計画及び総合戦略の目標達成度の検証に関する事。
- (3) 振興計画及び総合戦略の見直しに関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

5 委員は、事故その他やむを得ない理由により審議会の会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

6 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域創生課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。